

新旧対照表

(予備審査制について)

新	旧
<p style="text-align: center;">予備審査制について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象貨物 (略)</p> <p>2 予備申告 (1)提出書類 (2)提出官署 <u>予備申告書の提出官署は、貨物の蔵置予定場所を管轄する官署とする。</u> <u>ただし、貨物の蔵置予定場所を管轄する官署以外の他の官署に予備申告書を提出させることが適当と税関長が認めた場合には、当該他の官署に提出することができる。</u> <u>なお、当該他の官署に提出させることとした場合には、速やかに本省に報告するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">予備審査制について</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象貨物 (同左)</p> <p>2 予備申告 (1)提出書類 (2)提出官署 <u>予備申告書の提出官署は、貨物の蔵置予定場所を管轄する官署とする。</u> <u>ただし、貨物の蔵置予定場所を管轄する官署以外の官署に予備申告書を提出させることが適当と税関長が認めた場合には、本省とりん議のうえ、他の方法をとることができる。</u></p>